

公立大学法人福岡女子大学利益相反マネジメントポリシー

法人規則第98号
平成27年9月7日教育研究協議会承認

1 目的

福岡女子大学は、大正12年（1923年）に我が国最初の公立女子専門学校として設立された「福岡県立女子専門学校」が前身であり、設立以来、「次代の女性リーダーを育成」することを建学の精神とし、女子教育の先駆者として数多くの優秀な女性リーダーを輩出し、社会に大きく貢献してきたところである。

その伝統を未来につなぐため、平成23年（2011年）には、新しい時代にふさわしい、より魅力ある大学となることを目指して、それまでの学部・学科を再編し、国際文理学部を開設した。

本学の使命は、時代や社会の変化に対応できる豊かな知識と確かな判断力、しなやかな適応力を持ち、アジアや世界の視点に立って、国内はもとより、海外の国や地域において、より良い社会づくりに貢献することのできる女性リーダーを育成することと地域社会の学術・文化・生活の振興に中心的役割を果たすことにある。

この使命を果たしていくため、社会の変化やニーズに対応した国際性と教養を重視した特色ある教育研究や地域への貢献活動を展開しているところである。

その一環として、地域連携センターに産学官地域連携部門を設け、「環境」や「食・健康」など大学の知的資源を活用し、地域社会の発展に貢献するため、企業や公的機関との共同研究のサポートや各種セミナー、技術交流会などの実施によって、産学官連携を推進している。

産学官連携を推進することにより、大学や役員及び教員（以下「教員等」という。）が特定の企業から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことが想定される。一方で、大学と企業等の立場の相違から、教員等が企業等との関係で有する利益や責務が大学におけるそれと衝突するいわゆる「利益相反」と呼ばれる状況が生じる可能性があることから、公正・透明な大学運営を確保し、大学の社会的信頼を保持するためには、利益相反マネジメントを行う必要がある。

このため、福岡女子大学は、産学官連携の健全な推進と教員等が安心して産学官連携に取り組める環境を整備することを目的として、ここに、利益相反マネジメントの基本的な考え方、利益相反の定義及びマネジメント体制等を利益相反マネジメントポリシーとして定める。

2 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 福岡女子大学は、社会への直接的な貢献を教育・研究に続く第三の使命として位置づけ、産学官連携を積極的に推進する。
- (2) 福岡女子大学は、教員等が安心して産学官連携に取り組めるよう利益相反の学内ルールを整備し、利益相反マネジメントシステムを構築する。
- (3) 福岡女子大学は、産学官連携活動のパートナーとしての産業界等に対しても利益相反マネジメントについての理解と協力を求め、お互いの社会的信頼を喪失しないよう、利益相反に関する状況を常に注視し適切に対応するものとする。
- (4) 福岡女子大学における利益相反マネジメントは、必ずしもすべての産学官連携活動を制限するような対処が求められるものではなく、社会的信頼を確保する必要性がより高いと判断された場合に限り、一定の対処を行うものである。

3 利益相反及び責務相反の定義

福岡女子大学は、利益相反及び責務相反を次のとおり定義し、マネジメントの対象とする。本ポリシーでは、特段の断りがない限り、利益相反とは広義の利益相反をいう。

- (1) 狭義の利益相反とは、教職員等又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態をさす。

すなわち、教職員等が産官学連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されることをいう。

- (2) 責務相反とは、教職員等が連携活動により企業等に職務遂行責任を負うことの結果、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

すなわち、教職員等が兼業活動を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されることをいう。

- (3) 広義の利益相反とは、(1) 狭義の利益相反と(2) 責務相反の双方を含む概念である。

4 マネジメント体制（利益相反マネジメント委員会）

利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議を行うため、本学に利益相反マネジメント委員会を置く。

5 その他

その他、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、理事長が別に定める。